

一般社団法人 全日本建設技術協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全日本建設技術協会(以下「本協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、建設技術関係者の技術水準及び社会的地位の向上並びに建設技術関係者の連携・交流を図り、安全・安心で豊かな国土づくりに寄与する施策の円滑な推進及び良質な社会資本の整備・保全に資することにより、社会の発展と公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設関係施策の推進及び建設技術の向上に資する調査研究、情報の提供・広報及び提言
- (2) 建設関係施策及び建設技術に関する講習会、講演会等の開催及び見学視察等の実施
- (3) 機関誌、建設技術に関する図書、その他印刷物の刊行
- (4) 建設関係事業等に関する表彰
- (5) 建設技術関係者の資格付与及び教育
- (6) 本協会の目的に適合する団体等の活動への参加・協力
- (7) 会員相互の親睦、交流、相互支援に関する事業
- (8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の各事業は、日本全国において行う。

第3章 社員及び会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同し、その事業を推進する者
- (2) 賛助会員 本協会の目的に賛同し、事業に協力する団体
- (3) 特別会員 本協会の目的に賛同し、事業に協力する者

(正会員等の資格の取得)

第6条 本協会の正会員、賛助会員又は特別会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める会費等に関する規則に基づき会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本協会の定款又はその他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 退会したとき。
- (5) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (6) 除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、社員総会においては、第14条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第13条 本協会の社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時に開催する。

(招集)

第14条 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がされたとき。
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求が会長にあったとき。
- (3) 会長は、前各号の規定に基づく請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、正会員 1 人につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理及び書面表決等)

第 18 条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、記名押印しなければならない。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 20 条 本協会に、次の役員を置く。

理事	18 名以上 30 名以内
監事	2 名以内

2 理事のうち、1 名を会長とし、4 名以内を副会長、1 名を専務理事、1 名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の会長、及び副会長のうちの 1 名をもって法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。副会長の中から法人法上の代表理事を選定する場合も理事会の決議による。
- 3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。代表理事たる副会長は、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、会長の職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、本協会の業務を分担執行する。
- 5 常務理事は、理事会の議決に基づき、本協会の業務を分担執行する。
- 6 会長、代表理事たる副会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び常勤の監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除又は限定)

第 27 条 本協会は、法人法第 111 条第 1 項に定める理事及び監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 本協会は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(名誉会長)

第 28 条 本協会に、任意の機関として、名誉会長 1 名を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会において選任する。

3 名誉会長は、会長の諮問に対して意見を述べることができる。

4 名誉会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

5 名誉会長の任期は、就任の日から次期社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第 29 条 本協会に、任意の機関として、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に対して意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

5 顧問の任期は、就任の日から次期社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 本協会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程・規則の制定、変更及び廃止
- (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の設定並びにその変更
- (4) 前各号に定めるもののほか、本協会の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第 32 条 理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事から、法人法第 101 条の規定に基づき、会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、副会長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議事録には、その会議に出席した代表理事及び監事が、記名押印しなければならない。

第 7 章 財産及び会計

(事業年度)

第 38 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類を主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款・社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 41 条 本協会の事業の円滑な運営を図るため理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 42 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 44 条 本協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第 45 条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 46 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 本協会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 補 則

(委任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

付 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の代表理事は、松田芳夫、宮原 諄とする。最初の業務執行理事は、佐藤直樹、表 次雄とする。